

事 務 連 絡
平成 3 1 年 4 月 3 日

国土交通省

総合政策局安心生活政策課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企 画 課
精神・障害保健課

障害者手帳のカード化について

身体障害者福祉法施行規則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 48 号）により、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の記載事項等が見直され、本年 4 月 1 日からカード形式の障害者手帳の交付が可能となりました。

また、これと併せて「身体障害者手帳の様式等について」（平成 31 年 3 月 29 日障発 0329 第 31 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」の一部改正について」（平成 31 年 3 月 29 日障発 0329 第 34 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）が発出され、手帳の様式等について各自治体宛に示したところです。

今後、各自治体において、障害者手帳のカード化に向けた検討がなされることと思われませんが、カード形式の障害者手帳の導入状況等については、適宜情報提供をさせていただきたいと考えおります。

貴課におかれましては、障害者に対する公共交通機関等における運賃割引等を実施している事業者への周知にご協力をお願いいたします。

（お問い合わせ先）

【身体障害者手帳に関すること】

障害保健福祉部企画課 人材養成・障害認定係
T E L 03-3595-2389（内線 3029）

F A X 03-3502-0892

【精神障害者保健福祉手帳に関すること】

障害保健福祉部精神・障害保健課 障害保健係
T E L 03-3595-2307（内線 3065）

F A X 03-3593-2008